まちづくり環境委員会 令和4年1月14日

まちづくり推進部 資料 23番

所管 防災まちづくり課

羽田地区における防災まちづくりの取り組みについて

老朽化した木造住宅が密集しており、区内でも特に火災危険性の高い羽田地区では、建替え助成や避難路となる3本の重点整備路線の拡幅を行うなど、密集市街地の改善に取り組んでいる。

現在の羽田地区の防災まちづくりの状況について報告する。

1 これまでの経過

平成23年5月 「羽田の防災まちづくりの会」により、羽田地区の防災まちづくりの検討を開始

平成26年3月 「羽田の防災まちづくりの整備計画」策定

4月 密集事業に着手 (3本の重点整備路線の拡幅、公園の整備)

平成27年7月 羽田二・三・六丁目において、不燃化特区制度を活用した建替 え助成を開始

平成28年12月 UR都市機構との「羽田地区のまちづくりの推進に関する基本協定」を締結(令和2年度末まで*) ※令和5年度末まで延長済

4月 新事業者「株式会社 UR リンケージ」による3本の重点整備路線の用地折衝及び建替え・除却相談業務開始

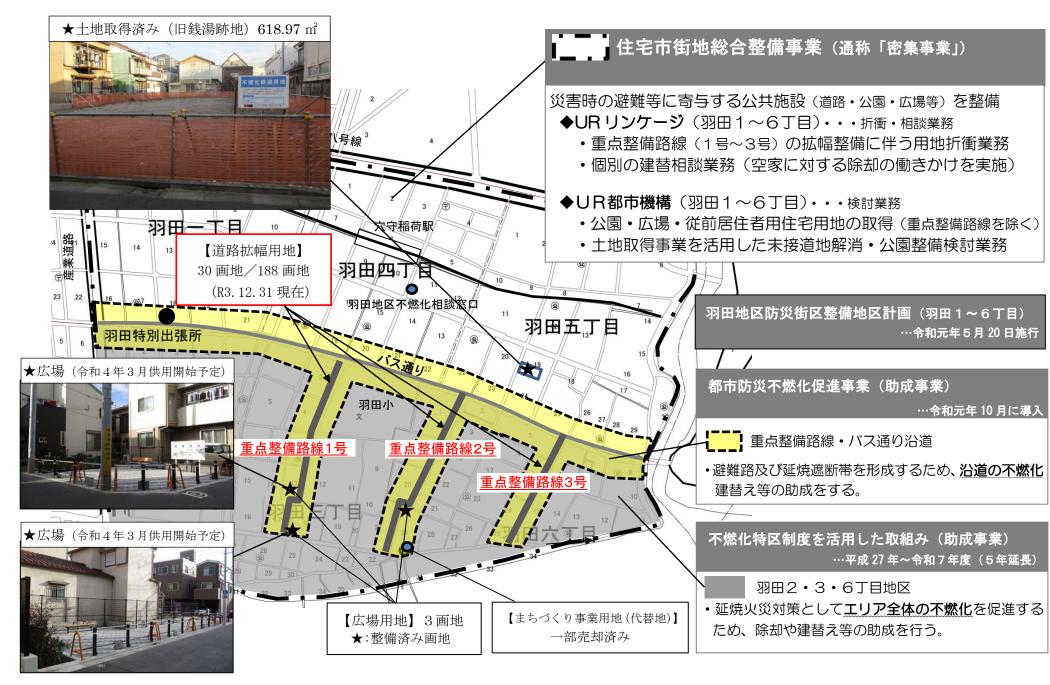
2 今回の報告内容・・・別紙1参照

重点整備路線沿いに2ヶ所の広場が完成した。(令和4年3月供用開始予定)また、令和3年10月にUR都市機構の土地取得事業により旧銭湯跡地(羽田五丁目:618.97 m²)の土地を取得しており、今後、羽田の防災まちづくりに資する活用法として、従前居住者用賃貸住宅への活用を検討する。

3 参考資料

別紙2「羽田の防災まちづくりニュース」第19号 (令和4年2月地区内配布予定)

【羽田地区における防災まちづくりの取り組み】



長年地域に愛されてきた銭湯、「玉の湯」。その周辺の土地について、防災まちづくりのため の土地取得事業にご協力いただきました。従前居住者用賃貸住宅※建設のための土地としての 活用が検討されています。

※ 従前居住者用賃貸住宅とは … 区の道路整備等にご協力いただいた方のための、住み替え用の賃貸住宅です。

■ 旧玉の湯 小林ヒデさんにお話をお伺いしました

Q 羽田地域の思い出を教えて ▼▼▼▼▼▼▼▼▼▼▼▼ ください。

A 羽田のお祭りでのけんか神 輿が荒く、仲七は特に大変で

お祭りの当日には、神輿コブ を自慢している方など、たく さんの方にご利用いただいた のが思い出です。



小林 ヒデ さん

Q 玉の湯がにぎわっていた頃の様 子をお聞かせください。

A 以前は羽田地域に銭湯がたくさんあ りました。

玉の湯は従業員も多くいて、三助(流 しや肩たたきをする従業員)等もいま した。泊まり込みで仕事ができるよう、 3段寝台などの設備もありました。

毎日通ってくださる常連の方々は、 お風呂の中でも外でもお喋りに花を咲 かせていましたね。

朝風呂に入ってから商売に出られる 方もいらっしゃいました。

Q 事業へ協力されたきっかけをお聞かせください。

A 玉の湯を休業し、今後どうするか考えていた時期 に、区役所の方の訪問がありました。

区やUR都市機構の方が、売却後の相談にも乗 ってくださりありがたかったです。

色々と考えましたが、安心できる売却先として、 区の事業への協力を決めました。

羽田地域の方々が喜ぶまちづくりに役立ててほ しいと思います。



あなたも

羽田の防災まちづくり

に協力しませんか?

羽田1~6丁目でご所有の土地の売却を検討している方へ

旧玉の湯の土地は、UR都市機構の防災まちづくりのための 土地取得事業によりご協力いただきました。

防災まちづくりには、地域の皆様方のご協力が欠かせません。 羽田1~6丁目で土地の売却をご検討の方は、下記の連絡先ま でお気軽にご相談ください。

この事業に関する お問合せ先

独立行政法人都市再生機構

東日本都市再生本部密集市街地整備部 羽田地区担当 03-5323-0351

お問合せ先 防災まちづくりに関するご意見を随時受け付けています

事務局:大田区まちづくり推進部防災まちづくり課 市街地整備担当 電話: 03-5744-1338 FAX: 03-5744-1526



別紙2 発行:羽田の防災まちづくりの会 令和4年 月

羽田地区のまちづくりの様子が テレビで放映されました!

令和3年3月10日18時10分に、NHK総合「首都圏ネットワーク」にて羽田地区の燃えな いまちづくりの状況について、放映されました。この放送は、東日本大震災から 10 年になるの にあわせ、都内の木密地域における不燃化対策について取材されたものです。

羽田地区に関しては、歴史的背景から道幅が狭く建替えを進めるのが難しい現状や、まちの燃 えにくさを示す「不燃領域率」が低いことが紹介されました。防災まちづくりの取組みにより整 備された広場や拡幅された道路、まちの様子、羽田の防災まちづくりの会を代表して住民の方へ のインタビュー等が放映されました。







-1-

羽田の防災まちづくりの会で提言したルールによる 地区計画のまちづくりが進んでいます

羽田の防災まちづくりの会では、2回にわたり大田区に対して提言を行い、その結果、災害に強いまちにす るためのまちづくりのルール(防災街区整備地区計画)が導入されました。

地区計画によるまちづくりについて、現在までの状況をお伝えします。

■ 羽田地区防災街区整備地区計画の届出状況

羽田地区の防災街区整備地区計画は、令和元年5月に導入されて から、令和3年11月時点で2年6ヶ月が経ち、累計186件が地区 計画を守って建替えられました。

建替えの際には、事前に地区計画に沿った建替えを行うことを届 け出ることとされています。届出が確実に行われることで、ルール に沿ったまちづくりが着実に進められています。

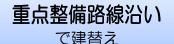
	件数
令和元年度	70
令和2年度	79
令和3年度	37 (11 月末時点)
累計	186

■ 地区計画の実施事例

バス通り沿道 で建替え

高さ5m以上、間口率70%

以上が確保され、炎や熱が通 りの裏手へ広がりにくいよ うにしています。



壁面後退により道路幅員6 mを確保し、避難や消火活動 が円滑にできるように整備 されます。

最低敷地制限 を守って建替え

最低敷地面積 50 ㎡を守っ て建築することにより、これ 以上の住宅の密集を防ぎま す。



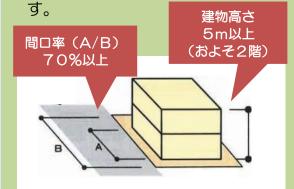




ルールを守った建替えで、燃えない まち、消火・救助活動のしやすいまち に近づいていきます!

間口率とは?

通りの裏手に炎や熱が抜けることを 防ぐため、一定以下の間口や高さの 建物を建てられないように制限しま



「羽田の防災まちづくりの会」の のぼり旗ができました

私たち「羽田の防災まちづくりの会」は、 準備期間も合わせ 2020 年4月をもって活 動開始から10年を迎えました。

これからも、「羽田の防災まちづくりの会」 は皆さんとともに災害に強いまちづくりを 目指す思いの表れとして、のぼり旗を作成し ました。

今後のまち歩きやPR活動等に使用して まいります。



大田区のHPで「羽田の防災まちづくりニュース」の バックナンバーを見ることができます 右記 QR コードからご覧ください ☞



大田区からのお知らせ

●広場用地の整備を進めています

大田区では、重点整備路線1号の広場用地(羽 田3丁目13番地付近・18番地付近)について、 現在改修工事を進めています。

今後も地域の皆さんと話し合いながら、防災ま ちづくりを進めていきます。

